

【質問1】

中3・そもそも後見人制度を利用する必要性は具体的にどんな時がありますか？判断ができない重度な知的障害を持つ親として具体的な例を挙げていただくと嬉しいです。

【回答】重度の知的障害のある方だと、ご自分の意思を表すことができない、名前を書くことができないということが想定されます。従って預貯金を引き出す、口座をつくる、保険に入る、福祉サービスの契約をする、遺産相続をする、入院の手続きをするなどという、いわゆる法律行為、契約行為が難しくなってきます。そこで本人の代理として、そのような行為を行うのが成年後見人であると言えます。しかし実際には、預貯金の引き出しもキャッシュカードがあれば親でもできますし、口座をつくったりそれを解約したりする場合でも本人に親が同行すれば認めてくれる場合もあるようです。また福祉サービスとの契約や入院の手続きも、ほとんどの場合、親が代理で可能です。従って親が元気なうちは、特に後見制度を利用しなくても何とかなるようです。昨年春、全国手をつなぐ育成会が行った成年後見についてのアンケートの結果を見ても、回答者1386人のうちこの制度を利用していると答えた人は10.9%しかいません。

しかし親がなくなったり弱ってきたりすると、子どもだけでは金銭管理ができなくなってしまう。また遺産の相続も手続きをしたり分割協議をしたりすることができないでしょう。福祉サービスとの契約も難しくなると思います。前述のアンケートでは成年後見制度を利用している人のうち、「利用を決めた理由」として、《相続など法的な手続きで必要に迫られた》27.5% 《親の高齢化》24.2% 《障害福祉サービスや介護保険の契約のため》20.8%となっています。つまり必要に迫られて、後見制度を利用している場合が多いようです。

このように親が子どもの世話をしきれなくなった時のことを考えると、いずれは必要になることが予測されます。ですから、この制度のことをよく知り、わが子にあった使い方はどうすればよいのかを考えておくことは大切かと思われます。そして親が高齢化を感じたり、両親のうちどちらかが欠けたりした時が後見制度を使うときなのかもしれません。

なお私の家でもできていないので偉そうなことは言えないのですが、成人したら子どもと親の立場をはっきりと分けることも必要です。例えば私の家でも、本人の障害年金と家計があいまいになってしまったり、家族の都合で福祉サービスを利用したりというようなことが多いのですが、それが本当に本人の立場に立った判断なのかと問われると自信がありません。どんなに重度の障がいのある人でも自分の意思があり、適切な支援によってその意思に沿った生き方を選択する権利があるというのが、現在の考え方です(意思決定支援)。その意味でも親が元気なうちから後見制度を使っていくということも選択肢のひとつとなるでしょう。

【質問2】

中3・サポートブックの作り方なかなかとっつきにくいものです。とりあえずこれだけは残して作っておくべきところ等を教えてほしいです。

【回答】サポートブックを全部記入していくのは大変ですよ。大切なこととはわかっているものの、なかなか手間がかかるものです。だから最初から全部完全にかくなどと思わないことです。まずはお子さんが一番困っていること、必要としていることから書かれてはどうでしょうか。あるいは保護者として対応に困っていることを、お子さんの目線から書いてもらうのもいいでしょう。例えば学校では校外学習や宿泊学習があるでしょう。またヘルパーさんとお出かけやショートステイなどを利用されることがあると思います。そのような普段とは異なった活動の時に、家庭ではいつもこのように支援しているということを記入していけばどうでしょうか。トイレのサインはこうとか、お風呂の時はこんな支援があれば一人で入れるというようなことでよいと思います。特に支援者側からすると、独特のコミュニケーションの方法やパニックになったときの対処方法が書かれているととても助かるものです。

このように一度に書かなくても今、必要としていること、書けるところから気軽に書いていってください。お子さんの様子が変われば、また書き直せばよいのですから。

なお、松阪福祉会館2階の社会福祉協議会に、『この子想いのサポートブックプロジェクト』で作成した書き方の見本があります。よかったら参考にしてみてください。

連絡先 松阪市社会福祉協議会 TEL / 0598-21-1487

【質問3】

高1 日常生活自立支援事業について、本人の利用意思が必要とのお話でしたが、重度の子どもは利用は不可能ということでしょうか？

【回答】研修会でもお話ししたように、日常生活自立支援事業を利用するためには社会福祉協議会との契約が必要になります。従って、この事業の内容を理解し契約する能力が必要となってきます。厚生労働省のホームページを見ると、この事業の対象者として

- ・判断力の不十分な方(略)
- ・本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方

となっています。

ただし療育手帳が重度の判定だからと言って、利用できないかというとそんなことはありません。重度といっても、その能力には大きな幅があります。要は社協の担当者が、契約できる能力があると判定すれば利用できるわけです。ですからハードルはかなり高いと思いますが、ダメもとで社会福祉協議会に相談されてもよいかと思います。

【質問 4】

高 1 制度の改正が頻繁にあるようですが、どのように情報を仕入れたらよいですか。

【回答】他にも「研修の時、紹介した本を詳しく教えてください」という質問や、感想にも「録画視聴を繰り返しできるとありがたい」「参加できない方がいたので、後からもう一度見られるとありがたい」というご意見をいただきましたので、併せてお答えします。

制度の改正について、現在、厚労省で障害者総合支援法、児童福祉法の見直しが審議会などで行われているようです。最新の動向を知りたいのなら厚労省のホームページの社会保障審議会障害者部門から資料をダウンロードできます。障害者総合支援法などの重要な法律に係る制度が改正されるときは、新聞やテレビの報道でも取り上げられるはずです。特にNHKハートネットTV(Eテレ)では、福祉関係の情報が流されますのでチェックしてください。

インターネットではハートネットTVのサイトや、NTTドコモが運営しているドコモ・ハーティサロンのサイトは、様々な役に立つ情報が満載されています。検索すればすぐ出てきますので、一度のぞいてみてください。制度改正の動きについては、福祉新聞がよくとりあげています。これもYahoo ニュースなどで見ることもできます。またSNSでも福祉関係者や医療関係者の方をフォローしていると、そのような情報がよく流れてきます。ただしネットやSNSの情報は疑わしいものも多いので、そのまま真に受けないことも大切です。

お子さんに関わりのある制度の情報については、相談支援事業所や市の障がい福祉課、マールなどに問い合わせて確かめるのがよいと思います。

それから日本自閉症協会や全国手をつなぐ育成会などの親の会や家族会に入っていると、会報などでいろいろな情報の提供が受けられるだけでなく、同じ立場の人から口コミで情報や貴重なアドバイスがもらえたりします。

あゆみのPTAでも、役員の方、卒業生の保護者の方が中心となって、相談や話し合いの場をカフェとして 5 月ごろに企画していただいているようです。案内のチラシが出ますので、よかったらぜひ参加してみてください。

研修の時に紹介した書籍は、学校の方から案内があると聞いていますので、そちらをご覧ください。それだけでなく「親なきあと」などで検索するといっぱい出てきますので、よい本があれば教えてください。

【質問 4】

高 3 自動車保険や病気になったときの保険など、どうしていけばよいか教えてください。

【回答】自動車保険を考えて見えるということは、運転免許を取得されるということを想定しての質問になるかと思います。免許を持っていて自動車を取得するとすると、自賠責、任意とも自動車保険には入る必要が出てくるでしょう。ですから当然、自動車保険には加入できます。

問題は医療保険や傷害保険、生命保険です。保険に加入するときには、病歴や入院歴、治療歴などを告知する必要がありますが、保険会社によっては、告知が必要な所定の病気の中に、てんかん、知的障がいを含めている会社もあります。また、定期的な通院や服薬をしている方は、その旨を告知する必要があります。告知事項がある場合は保険加入の承認を受けることができないこともあります。

しかし保険会社はいくらでもあります。ダメなら他の保険会社を選べばよいだけです。障がいがあることを隠して、告知義務違反に問われることのないようにだけはしてください。近年では障がいがあっても加入できることをうたった保険が増えています。夏の研修のQ & Aにものせたのですが、ここに再掲しますので参考にしてください。他にもまだ増えてきているようです。

- ・ ぜんち共済株式会社・・・知的障害、発達障害、ダウン症、てんかんのある方のための総合保険です。 www.z-kyosai.com
- ・ 株式会社ジェイアイシー・・・心身障がい児・者のための総合補償制度
www.jicgroup.co.jp
- ・ 生活サポート総合補償制度・・・全国知的障害児者生活サポート協会の会員であることが条件。 www.jicgroup.co.jp/personal/support/
- ・ A S J 総合補償・・・日本自閉症協会の会員であることが条件。
<http://www.autism.or.jp/asj-hoken/1.pdf>
- ・ 全国手をつなぐ育成会・・・がんのおたすけプラン、おたすけプラン・日ごろの備え、くらしのおたすけプラン、これも手をつなぐ育成会の会員であることが条件です。 <http://zen-iku.jp/>

【質問 5】

高3 自立後、生活をしていくのに年間平均いくら位必要なのでしょうか。

【回答】どんな暮らしをするかによって、異なるので一概にいくらとは言えませんが、一般的なケースを考えてみましょう。高等部卒業後、何年かして親元を離れグループホームで生活するとしましょう。夏の研修会でもお話ししましたが、グループホームの必要経費は家賃、食費、水光熱費等を含めて月 7 万円程度です(松阪市の場合)。それに補足給付が 1 万円つくので実質 6 万円になります。年間にして約 7 2 万円になります。それに国民健康保険料が年間 5 ～ 6 万円程度かかってきます。もちろんこれだけでは生活できないので、被服費、交通費、通信費、趣味娯楽費、医療費などが必要になります。まとめて月 3 ～ 4 万円かかるとす

ると、年間約 36 万から 48 万円となってきます。これらをざっと合計すると、およそ 113 万～126 万円というところでしょうか。

一方、収入は障害年金が 2 級で年 781,700 円、1 級で年 977,125 円あります。それに就労による給与、工賃が加わります。これが就労継続 A 型で年約 84 万円、B 型で年約 18 万円、一般就労だと年約 140 万円になります(あくまでも一般的な平均値)。これで収支を考えてみると、つぎのようになります。

支出 年 113 万～126 万円

収入 年金 2 級 A 型 1,621,700 円 49 万円～36 万円の黒字

年金 2 級 B 型 951,700 円 18 万円～31 万円の赤字

年金 1 級 B 型 1,157,125 円 3 万円の黒字～10 万円の赤字

一般就労で年金 2 級もらえる人は、年金分がまるまるプラスになりますね。しかし年金 2 級で就労継続 B 型の人は、生活が厳しくなるようです。何とか生活できないことはないですが、あと月 1～2 万円、年 15～25 万円程度あれば少し余裕のある生活ができそうです。従ってこの分を親として残しておいてあげられるのなら、そうした方がよいと言えるでしょう。

【質問 5】

小 3 「信託」についてもっと詳しくもう一度お話が聞きたいです。

【回答】「信託」と一口に言ってもいろいろな種類がありますが、研修の時に話した「福祉型の家族信託」「特定贈与信託」「生命保険信託」のことかと思います。これらは比較的新しい制度であり、それほど普及しているわけではありませんが、障がいのある子どもにお金を残す方法としては、これから利用が広まるものと思われます。

詳しいことを知りたい方は、一般社団法人信託協会のホームページ(www.shintaku-kyokai.or.jp)をご覧ください。また「家族信託」「福祉型信託」などのワードで検索してみると、いろいろなサイトにヒットします。

利用するには、やはり専門的な知識を持った方に相談するのが一番かと思いますが、松阪市の近辺ではなかなか適当なところがないようです。私の方でもまた検討していきたいと思っています。